

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

（あて先）京都府知事 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪市北区中之島3丁目6番16号		平成19年 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名） 関西電力株式会社 取締役社長 森 詳介 電話 06 - 6441 -			
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種 該当する事業者要件	電気事業（一般電気事業者） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成18年4月～平成20年3月				
基本方針	地球温暖化防止の総合的対策「ニューERA戦略」の推進をはじめとする事業活動の全領域にわたる環境への配慮および循環型社会の構築に向けた活動の展開を行動指針（地球環境アクションプラン）として定め、向こう3年間の数値目標を設定する全社の具体的行動計画「エコアクション」を毎年策定し、これに基づき環境活動を進める。				
推進体制	CSR推進会議・環境部会（主査：常務取締役）を設置し、全社の環境マネジメントを統括管理している。また、本店各部門、支店、業務機関等に環境マネジメントを推進する環境管理責任者を配置し、推進統括箇所を設けて「エコアクション」に基づく全社的な環境保全活動を推進している。				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	18～19	支店、営業所、電力所	省エネルギー活動の推進により電気使用量を前年度より毎年1%以上削減する。		
	18～19	電力所（変電所）	変圧器等電気機械設備の点検時におけるSF6ガス回収率97%以上を維持する。		
	18～19	支店、営業所、電力所	エコドライブの推進・実践により車両燃費を前年度より毎年1%以上向上する。		
	18～19	支店、営業所、電力所	府認定のエコドライブマイスターを5名配置し、エコドライブの推進を図る。		
	18～19	全社	使用電力量あたりのCO2排出量を削減する。（平成20～24年度の5カ年平均：0.282kg-CO2/kWh程度）		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （17）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）	
	A 事業所等排出区分	6,842 t	8,368 t	22.3 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	5,059 t	5,061 t	0.0 %	
	排出合計	*1 11,901 t	*2 13,429 t	12.8 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画） （二酸化炭素換算（t））			
		取組量等			
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）	t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m <sup>3</sup>	（削減量）	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kWh	（削減量）	t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kWh	（削減量）	t
削減量等合計			*3	t	
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）		
	*1 11,901 t	*2-(*3)	12.8 %		
特記事項	1. 舞鶴発電所2号機の建設作業開始及び京都別館への給電システム集中化の計画により排出量が増加するが、この影響を除いた場合の目標年度（計画）における排出量は11,790t-CO2、削減率（計画）は-0.9%となる。 2. 当社における電気のコ2排出係数は0.356kg-CO2/kWh（平成16年度実績）であり、この排出係数を使用した場合、基準年度及び目標年度の排出量はそれぞれ、約332t-CO2（約2.8%）、約422t-CO2（約3.1%）少なくなる。				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実用、特定フロンなどの条則指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。